

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会9月総会

日 時	令和2年9月25日（金）午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 十和地域振興局 2階大ホール	
日 程		
第1	指定第11号	会期の決定について
第2	指定第12号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第12号	非農地証明事務処理報告
第4	議案第31号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第5	議案第32号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第6	議案第33号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第7	議案第34号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第8	議案第35号	買受適格証明願承認について
第9	報告第13号	四万十町農業委員会活動報告について
第10		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 欠席 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊藤 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 欠席 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠席 | 32. 欠席 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 11番 甫喜本 治誠、19番 林幸 一、31番 猪野 啓一、32番 山本 奨一

〔事務局〕

- 西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本 拓矢・山川 美恵

事務局長 本日は、会長が県の産業振興計画の委員をやっておりまして、そちらの会にどうしても出なくてはいけないため、総会は欠席となります。本日は、太田職務代理に議長をお願いしたいと思います。

それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会9月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、職務代理の太田委員よりご挨拶申し上げます。

太田職務代理 今日は大変お忙しい中ご苦勞様です。先ほど、局長が申しましたとおり、会長が外せない会があるという事で私が議長を務めることとなっております。何分にも不慣れではございますが、よろしく願いいたします。四万十町農業委員会は、この体制で発足して以来、早いもので2年が経過し、我々農業委員、推進委員の任期は、あと1年を切りました。このコロナ禍の影響の中私たちの活動にも大なり小なりの影響があるかもしれませんが、今できることを精一杯務めていかななくてはなりません。皆様方にはご協力、ご理解の程よろしく願いいたします。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会9月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますのが、会長が欠席のため、職務代理者の私が本日は務めます。よろしく願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号35番山崎力委員にお願いします。憲章は、添付資料の最後でございます。

35番 四万十町農業委員会憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席ください。

本日の会議に、11番甫喜本治誠委員、19番林幸一委員、31番猪野啓一委員、32番山本奨一委員から欠席の届けが出ております。また、7番浜田大彰委員、18番宮脇眞弓委員、28番大西博之委員、29番石田芳秋委員から遅刻届が出ています。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員15名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第11号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会9月総会の会期は、令和2年9月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。
次に、日程第 2、指定第 12 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名
したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 4 番、小野重明委員と、33 番、東出一茂委員を
指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 12 号「非農地証明事務処理報告」を議題とします。事務
局の説明を求めます。

事務局 日程第 3 報告第 12 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十
町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報
告いたします。議案書 3 ページをご覧ください。今月は全部で 2 件となっており、
西部地域 1 件、窪川地域で 1 件となっております。

それでは、西部地域から報告します。

番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページをご覧ください。土地の所在地は、
下津井字ヲクラトコ 524 番 5 の 1 筆で、地目は畑、面積は 166 m²です。申請地は平
成 2 年に林道としたもので、また一部が法面となっている状況で、四万十町非農地
証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年
以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 2 年 8 月 14 日、担当委員
さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地域からは以上です。

続いて窪川地域からです。番号 2 番です。添付資料は 3 ページから 4 ページです。

榊山町 690 番 1、地目、畑、面積、132 m²です。申請地は昭和 35 年頃より自動車
修理工場として利用されています。令和 2 年 8 月 31 日、担当委員、職員で現地確
認し、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地の
ため非農地であると認め、9 月 1 日非農地証明を発行しております。以上です。

～7 番浜田大彰委員、28 番大西博之委員入室～

議長 報告第 12 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です
が何かありませんか。特になければ、報告第 12 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 議案第 31 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の
処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 31 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」
ご説明いたします。議案書は 4 ページから 6 ページです。窪川地域が 8 件、西部地

域が1件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の5ページからをご覧ください。

番号1番 土地の所在地、若井川字口目ノ川751番1、地目、田、面積、2,605㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲受理由は本人希望、譲渡理由は経営規模縮小です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、生姜を栽培する計画となっております。

番号2番 土地の所在地、壺斗俵字的ノ元265番、地目、田、面積、1,451㎡です。ほか1筆ありまして、合計2筆で面積2,104㎡です。権利事由は使用貸借権の設定です。期間は許可日から10年間です。借受理由は本人希望、貸出理由は相手方の要望です。借受人の耕作面積はゼロですが、次の3番と合わせますと、下限面積は達成します。申請地では、水稻、野菜等を栽培する計画となっております。

番号3番 土地の所在地、壺斗俵字後家ヤシキ403番1、地目、畑、面積、172㎡です。ほか4筆ありまして、合計5筆で面積2,166㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は県外在住で耕作困難なためです。譲受人の下限面積は、番号2番、3番を合わせますと達成します。申請地では、水稻、野菜、果樹等を栽培する計画となっております。

番号4番 土地の所在地、七里字年男田乙293番、地目、田、面積、3,418㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は本人希望です。譲受人の下限面積は達成します。申請地では、引き続き水稻を栽培する計画となっております。

番号5番、6番は譲受人が同じですので、まとめて説明します。番号5番 土地の所在地、作屋字三月田193番1、地目、田、面積、285㎡です。

番号6番 土地の所在地、作屋字三月田189番、地目、田、面積、261㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲受理由は本人希望、譲渡理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成します。申請地では、桑を栽培する計画となっております。

番号7番 土地の所在地、大井野字水神ノ上821番、地目、田、面積、3,108㎡です。ほか3筆ありまして、合計4筆で面積10,065㎡です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲受理由は本人希望、譲渡理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、引き続き水稻を栽培する計画となっております。

番号8番 土地の所在地、興津字元地3541番、地目、田、面積、351㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は県外在住で耕作困難です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、引き続きミョウガを栽培する計画となっております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。番号9について説明いたします。

申請地の位置等は、添付資料の13ページをご覧ください。土地の所在地、弘瀬字野中344番2、地目、田、面積、1,091㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、県外在住による耕作困難です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を耕作する予定です。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい

ると考えます。以上です。

～29 番石田芳秋委員入室～

議長 議案第 31 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。23 番、西内一隆委員。

23 番 9 月 22 日に譲受人に話を聞いてきました。現況は畑です。譲受人は、専業農家で生姜、ニラ、水稻を栽培しており全ての要件を満たしており、売買による所有権移転は問題ないと判断いたしました。

議長 続きまして、番号 2 番 3 番。6 番、下元誠一郎委員。

6 番 番号 2 番 3 番について、譲受人に会って確認してきました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲受人は、2 年前より夫名義の土地を耕作しており、徐々に経験を積んできて、今回は県外在住の親戚から購入して農業を楽しみながら水稻及び果樹を栽培するそうです。以上の確認の結果、番号 2 番 3 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 4 番。26 番、甲把雄委員。

26 番 番号 4 番について、譲受人から確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、高齢でもあり今後継続して耕作することが困難な状況のため、売買の希望があったそうです。譲受人が隣の田んぼを所有しているため、要望があったように思われます。譲受人は、地域の担い手の農家であり今後も水稻を栽培していくそうです。以上の結果、番号 4 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 5 番、6 番。27 番、市川正司委員。

27 番 番号 5 番、6 番を一緒に説明させていただきます。地目は田ですが、現況は畑になっております。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事すること確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。ほとんどが身内の土地ばかりです。譲渡人は、2 人とも高齢で、免許も返納しており現地まで行くのに苦勞するということです。譲受人にお願いしたということです。以上の結果、番号 5 番、6 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きますして、番号7番。21番、岡村博品委員。

21番 譲受人、譲渡人双方から番号7番について確認しました。現況は、田で収穫もほぼ終わっていました。専業農家である譲受人は、年間150日以上農作業をしていることを確認しています。譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲受人は、生姜と稲作を中心に若いですがしっかりした農業経営をしています。この土地は譲受人が既に耕作しており問題ないと思います。以上です。

議長 続きますして、番号8番。33番、東出一茂委員。

33番 番号8番について譲受人から確認しました。地目は田ですが、現況は畑であることを確認しています。譲受人は、農地を有効的に利用し、年間150日以上農作業に従事することも確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、県外在住で耕作困難なため、売買に至ったそうです。以上の確認の結果、番号8番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きますして、番号9番。事務局。

事務局 番号9番についてですが、担当委員が遅れて来られるとの事で、先ほど補足説明について伺いましたところ、番号9番については問題ないと判断しますと伺っております。以上です。

議長 議案第31号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第5 議案第32号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 32 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」
をご説明いたします。議案書につきましては、7 ページ、添付資料につきましては、14
ページから 17 ページをご覧ください。今月は西部地域からの 1 件となっております。

番号 1 番についてご説明いたします。申請地は 1 筆です。

土地の所在地、昭和字カラ谷 365 番 1、地目は畑、面積は 784 m²のうち 25 m²です。
申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。

農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農
地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、15 ページの土地利用計画
図に示している形で納骨堂を整備する計画です。

周辺の状況は、公衆用道路、用悪水路のほか自己所有の山林、原野、宅地、雑種地と
なっております。土地の造成計画につきましては、現在の地盤より最大 0.6m の盛土及
び、最大 1.38m の掘削により造成し、整地後舗装はせず地面の転圧のみとする計画で
す。

進入路につきましては、南側の既設の階段を利用し進入をします。排水計画につつま
しては、雨水のみで自然浸透する計画です。

関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は今申請中であることを担当課で確認を
しております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上である
ことを確認しております。

議長 議案第 32 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いし
ます。34 番、宮谷和夫委員。

34 番 先日、自宅訪問をしまして各確認、現地確認をして来ました。現在の墓地は、高台に
あり、今後は管理のために住宅の近くに移転し集約して管理していきたいということだ
した。なお、周辺は、自己所有であり問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 32 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

～18 番宮脇眞弓委員入室～

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 32 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 32 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 33 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 33 号 番号 1 番は、議席番号 3 番廣井栄治委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、退席していただき審議、採決を行い、その後番号 2 番から番号 4 番の審議、採決を行います。3 番廣井栄治委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 33 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 10 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は 9 ページからになります。今月は窪川地域 4 件、となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1、添付資料は 19 から 22 ページです。土地の所在地、七里字神主屋敷乙 1826 番 1、地目、田、面積、2,384 m²です。以下 8 筆あり、合計 9 筆で面積 11322.75 m²です。設定は更新です。期間は令和 2 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間です。引き続き、水稻、野菜等を栽培していく計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

議長 議案第 33 号 番号 1 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。26 番、甲把雄委員。

26 番 番号 1 番について、借受人から確認しました。借受人は、認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりです。再設定でもあり特に問題ないと判断します。

議長 議案第 33 号 番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 33 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 33 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番は、
原案のとおり可決されました。

3 番廣井栄治委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
3 番廣井栄治委員、番号 1 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 2 番から 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 2 番から番号 4 番までは利用権の設定を受ける者が中間管理機構です。添付
資料は 23 ページから 38 ページです。

番号 2、土地の所在地、影野字寺ノ前 929 番、地目、田、面積、3,192 m²です。
設定は新規です。期間は令和 2 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までの 15 年間
です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号 3、土地の所在地、宮内字黒原 1120 番 1、地目、田、面積、330 m²です。以
下 5 筆あり、合計 6 筆で面積 3,164 m²です。設定は新規です。期間は令和 2 年 10
月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 3 年間です。権利の種類は、使用貸借権の設
定です。

番号 4、土地の所在地、壺斗俵字才能 67 番 1、地目、田、面積、545 m²です。以
下 4 筆あり、合計 5 筆で面積 2,063 m²です。設定は更新です。期間は令和 2 年 10
月 2 日から令和 9 年 10 月 1 日までの 7 年間です。権利の種類は、使用貸借権の設
定です。以上です。

議長 議案第 33 号 番号 2 番から 4 番について事務局の説明が終わりました。これは、農
地中間管理事業に関する件ですので、補足説明は配分計画でしていただきますので省略
します。

議長 議案第 33 号 番号 2 番から 4 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 33 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 2 番から 4 番を
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 33 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 2 番か
ら 4 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第34号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第34号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。議案書は11、12ページ。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は39ページから44ページをご覧ください。今回は2件です。

番号1、土地の所在地、宮内字黒原1120番1、地目、田、面積、330㎡です。以下5筆あり、全部で6筆、面積3,164㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和5年9月30日まで。受け手は、新規就農者です。野菜を栽培する計画です。

番号2、土地の所在地、壺斗俵字才能67番1、地目、田、面積、545㎡です。以下4筆あり、全部で5筆、面積2,063㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年10月1日まで。受け手は、認定農業者です。水稻を引き続き栽培する計画です。

議長 議案第34号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。2番、掛水誠幸委員。

2番 番号1番について説明します。9月22日に借受人と電話で確認をさせていただきました。借受人は昨年10月まで町内の農業経営をしている株式会社に勤務しておりました。その後、自分で農業を始めた方です。地域の担い手となる女性農業者です。トラクター、丸畝形成機、掘り取り機を本人が購入しており、今後規模拡大を図りたいと意欲が非常にあります。以上です。

議長 続きまして、番号2番。6番、下元誠一郎委員。

6番 番号2番について、借受人から確認しました。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。再設定でもあり問題ないと判断しました。以上です。

2番 1番について言い抜けがありました。この土地は6筆ありますが、実際は2筆です。昨年の作況調査ではあと数年で耕作放棄地になるのではないかと思っていた所を借り上げていただき原状復帰した所です。以上です。

議長 議案第34号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 34 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 34 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 35 号「買受適格証明願承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 35 号「買受適格証明願承認について」をご説明いたします。議案書は 13 ページです。申請人の住所・氏名については議案書のとおりです。
申請地の位置等は添付資料の 46 ページをご覧ください。
番号 1 番、土地の所在地、高野字サクラ谷 1083 番、地目、田、面積 4,312 m²です。
申請の事由は柚子栽培の拡大です。申請人の耕作面積は 8,691 m²であり、下限面積は達成します。以上です。

議長 議案第 35 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。
23 番西内一隆委員。

23 番 9 月 23 日に申請人から確認をしました。現況地目は、圃場整備済みの田で申請人は柚子、水稻を栽培している専業農家です。入札参加資格は備わっており、番号 1 番の証明願は問題ないと判断しました。

議長 議案第 35 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 35 号 「買受適格証明願承認について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 35 号 「買受適格証明願承認について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 報告第 13 号 「四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 農業委員会の活動状況 7 月から 9 月の報告をいたします。添付資料は、46、47 ページをご覧ください。コロナウイルス感染症により色々な会が中止や書面決議となりました。8 月 20 日の全員研修は、市町村を半分に分けての開催となりました。役員会や総会は今までどおり毎月行うことができました。農業委員会だよりの発刊に向けての広報等検討委員会は、この期間に 2 回、意見書提出に向けての建議検討委員会は、この後行われる会を含め 3 回行っております。皆様にはお世話をお掛けしています、人・農地プラン座談会ですが、9 月末までに行った地区は、予定の部分も含めて窪川地域で 63 ヶ所、大正地域で 10 ヶ所、十和地域で 11 ヶ所、132 地区のうち 84 ヶ所で 64%となっております。この後も座談会が続きますがどうかよろしく願いいたします。以上で、7 月から 9 月までの活動状況報告を終わります。

議長 報告第 13 号について事務局の報告が終わりました。

議長 質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声有り)

議長 報告第 13 号 「四万十町農業委員会活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第 10 「その他」の件について議題とします。

議長 事務局何かありませんか。

事務局 11 月の総会の日程変更のお願いです。11 月総会ですが、コロナの関係で全国代表者会が中止になったりしまして、11 月 27 日金曜日の予定でしたが、これを 11 月 26 日木曜日に変更させていただきたいと思っております。皆さんにも予定があるかと思っておりますがよろしく願いします。

議案書と一緒に義援金のお願いの文書を入れておりました、農業会議では 7 月に全国各地で発生しました、災害の被災者への義援金に取り組むこととなりました。既にご協力いただいた方もいらっしゃるかとは思いますが、協力していただける方

で、まだの方は、事務局までお願いします。事務局からは以上です。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

16 番 例年行われておりました、西部地区産業祭が中止となりました。以前もお話をさせて頂きましたが、大正の道の駅でジャンボかぼちやの展示をしたいと思います。昨夜、会長から電話がありまして、重量あてクイズをやったらどうかと話をいただきました。会長賞を作るのでやってもらいたいという話がありまして、そうなる自分も何か協力しないといけないなと思っていますので、事務局には色々ご迷惑お掛けしますが、よろしくをお願いします。

議長 他には何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和2年度四万十町農業委員会9月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時10分